5	G	サ	_	ビ	ス	契	約	約	款	の	_	部	改	正
			[ 改 正	]							[現行]	]		
第1章~第1	.4章 (略)							第1章~第	14章 (略)					
料金表 (略)								料金表 (略)						
別表 1 ~別表 7	(略)							別表1~別表7	(略)					
附 則 (会和	3年6月21日紀	及企第767号)												
(実施期日)	J # 0 / 1 Z I ロ / 1	主止初707万)												
1 この附則は、令和	113年6月25日	引から実施します。												
(経過措置) 2 この附則実施前	で支払い又はき	がわなければなら	うなかった 5 Gサ	ービスの料金その	他の債務につい	ては、なお従前の	のとおりとしま							
す。		23247-0474 610-0-2	J.613 J.C.3 G.J	C)(*)4 1 III (*)	100 My/10 2 V	C104 -0-05	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,							
(一部手続きの受			DD 1 45+5 - 10	<del>_</del>	1/+1 / I = a+T//-	+ /^								
3 この附則実施の 当社が定める時刻														
定する一括請求の														
はX i ユビキタス契		合を除きます。)	及び携帯電話・	PHS番号ポーク	タビリティの手続き	きに必要となる番	持号の発行の							
請求を承諾すること	とができません。													

	/
[改正]	[現行]
第1章~第14章 (略)	第1章~第14章 (略)
料金表(略)	料金表(略)
別表1~別表7 (略)	別表1~別表7 (略)
附則(令和3年6月21日経企第767号) (実施明日) 1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。 (経過措置) 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (一部手続きの受付停止) 3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は X i 契約者及び X i ユビキタス契約者 (令和3年6月24日の当社が定める時刻において、トコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプ レミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変更、契約の解除 (X i 契約又は X i ユビキタス契約の解除と同時に新たて、ち Q 契約を締結する場合を除きます。)及び携帯電話・P H S 番号ボータビリティの手続きに必要となる番号の発行の請求を承諾することができません。	

[改正] [現行] 附 則(令和3年6月21日経企第767号) (実施期日) 1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。 (経過措置) 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったFOMAサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとし ます。 (一部手続きの受付停止) 3 この附則実施の日から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社はFOMA契約者、FOMAユビキタス 契約者及びFOMA位置情報契約者(令和3年6月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約 に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変 更、契約の解除(FOMA契約、FOMAユビキタス契約又はFOMA位置情報契約の解除と同時に新たにX i 契約若しくは X i ユビキタス契約又は5G契約を締結する場合を除きます。)及び携帯電話・PHS番号ポータビリティの手続きに必要となる番 号の発行の請求を承諾することができません。

[改正]	[現行]
第1章~第13章 (略)	第1章~第13章 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
別表 1 ~別表 8 (略)	別表 1 ~別表 8 (略)
別表 1 ~別表 8 (略)  附 則 (令和 3 年 6 月 21 日経企第 767 号) (実施期日) 1 この附則は、令和 3 年 6 月 25 日から実施します。 (経過措置) 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかったワイドスター通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (一部手続きの受付停止) 3 この附則実施の日から令和 3 年 6 月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は契約者(令和 3 年 6 月24日の当社が定める時刻において、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変更及び契約の解除の請求を承諾することができません。	別表 1 ~別表 8 (略)

[改正]	[現行]
第1章~第13章 (略)	第1章~第13章 (略)
料金表 (略)	料金表 (略)
別表 1 ~別表 4 (略)	別表 1 ~別表 4 (略)
附 則 (令和3年6月21日経企第767号) (実施期日) 1 この附則は、令和3年6月25日から実施します。 (経過措置) 2 この附則実施前に支払い又は支払わなければならなかった専用回線等接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (一部手続きの受付停止) 3 この附別実施の口から令和3年6月30日までの間、本約款の規定にかかわらず、当社は第9種接続装置又は第10種接続装置に係る契約者(令和3年6月24日の当社が定める時刻において、トコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に定める会員であって、ドコモビジネスプレミアクラブ会員規約に規定する一括請求の代表回線の契約者に限ります。)からの名義変更及び契約の解除の請求を承諾することができません。	